

熊本県公報

第12874号 令和元年(2019年) 11月12日(火) (毎週 火・金発行)

目 次

古	亦																	
○漁船保障	険付保화	義務の	消滅	(竜北	1町加	入区	有	明町	かり	人区)				 (団(体支	援課)	1
○保安林の	の指定に	- 関す	る予定	캍…											 (森木	休保:	全課)	1
○保安林の	の指定に	- 関す	る予定	芒…											 (IJ)	2
○道路の□															(道)	路保:	全課)	2
○道路の□	区域変更	₹		• • • •			• • • •								 (IJ)	2
公	告																	
○令和元年	平度(2	0 1	9年月	度) 熊	本県	消費	生活	審議	会及	支び	熊本	:県消	肖費者	旨				
教育推动																	舌課)	3
○本渡都市	 計画道	重路 (今釜る	上渡港	と線)	の変	更・・								 (都i	†計i	画課)	3
○農用地和															担い	手支持	援課)	3
○農用地和															IJ)	4
○都市計画																		5
○都市計画																	")	5
○都市計画	画法によ	こる開	発行為	急に関	する	工事	の完	了…							 	(")	5
	載依す																	
○熊本県希	森林審諱	髪会の	開催・												 (森木	林審調	議会)	5

報

告 示

熊本県告示第478号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成27年(2015年)11月10日熊本県告示第969号で公示した竜北町加入区及び第970号で公示した有明町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和元年(2019年)11月9日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。令和元年(2019年)11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第479号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 令和元年(2019年)11月12日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字真木字西野1454番1・14

 5 4番2・1454番4・1454番5の1・1454番5の2・1454番6・14

 5 5番2の1から1455番2の7まで・1455番5の1・1455番5の2・14

 5 7番131・1457番132・1458番7・1458番8の1・1458番8の2・1458番12の2・1458番9から1458番11まで・1458番12の1・1458番12の2・1458番13から1458番16まで・1458番17の1・1458番17の2・1458番18・1458番19の1・1458番19の2・1458番20(以上35筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字西野1454番1・1454番2・1454番4・1454番5の1・145 4番5の2・1454番6・1455番2の1から1455番2の7まで・145 5番5の1・1455番5の2・1457番131・1457番132・1458 番7・1458番8の1・1458番8の2・1458番9から1458番11まで・1458番12の1・1458番12の2・1458番13から1458番1 で・1458番17の1・1458番17の2・1458番18・1458番1 9の1・1458番19の2・1458番20(以上35筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

能

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第480号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 令和元年(2019年)11月12日

> 能本県知事 藩

- 保安林予定森林の所在場所 能本県菊池郡大津町大字真木字東野1473番3・14 74番2・1474番3・1478番・1478番2・1480番2・1480番3・ 1481番1から1481番4まで・1482番1・1482番2・1484番1・1 484番2・1485番・1488番1・1488番2・1494番・1496番(以 上20筆について次の図に示す部分に限る。)
- 水源の涵養 指定の目的
- 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字東野1473番3・1478番・1478番2・1480番2・1480番3 ・1481番1から1481番4まで・1482番1・1482番2・1484番 1 • 1 4 8 4 番 2 • 1 4 8 5 番 • 1 4 8 8 番 1 • 1 4 8 8 番 2 • 1 4 9 4 番 • 1 4 9 6 番 (以上 1 8 筆について次の図に示す部分に限る。) 、 1 4 7 4 番 2 、 1 4 7 4番3

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路 の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)11月12日から60日間、熊本県土木部道 路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)11月12日

熊本県知事 島 蒲 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

_		V PH NN H N					
	道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町橘字菅迫 1番地先から 上益城郡山都町二瀬本字栃屋 595番地先まで	前	5. 2 ~ 14. 2	480.0	広域連 携交付 金
			ひ ひ 田 畑 儿 よ く	後	6.5 ~ 34.4	480.0	

区域を変更する期日 令和元年(2019年)11月12日

熊本県告示第482号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路 の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)11月12日から60日間、熊本県土木部道 路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)11月12日

島 熊本県知事 蒲 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

-	· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	() PH 1/21 H 1/2					
	道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

一般県道	中津道八 代線	八代市坂本町中津道字中道 755番1地先から 八代市坂本町中津道字瀬ノ上	前	3.8 ~ 10.6	208.1	防安交
		924番2地先まで	後	$\begin{bmatrix} 5.0 \\ \sim \\ 17.4 \end{bmatrix}$	208.1	

報

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)11月12日

公 告

熊本県公告第436号

令和元年度(2019年度)熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会の会議を次のとおり開催する。

令和元年(2019年)11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開催日時

令和元年(2019年)11月22日午前9時30分

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館5階審議会室

3 議題

- (1) 熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会会長、副会長の選任について
- (2) 熊本県消費者基本計画等策定部会の設置について
- (3) 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県消費者教育推進計画の平成30年度(2018年度)実施結果について
- 平成30年度(2018年度)実施結果について (4) 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県消費者教育推進計画の 令和元年度(2019年度)事業計画及び実施状況について
- (5) 熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県消費者教育推進計画の改定スケジュールについて
- 4 傍聴者の定員

10人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班(熊本県消費生活審議会事務局)(電話 096-333-2291)

熊本県公告第437号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により天草市から本渡都市計画道路(今釜本渡港線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第438号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)11月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

	75 4 7 14	1 1 / 12 HE 72 HI						
		賃借権の設定	等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地				
	氏名	又は名称	住 所	負用権の成だ寺を支りる工地				
-	犬童	幸和	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字別府畑2354番				
	西川	定信	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字沼1659番				

小村 仁	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字下須1503番1ほ
		か 1 筆
株式会社新和有機	球磨郡あさぎり町上	球磨郡あさぎり町免田東字久鹿884番
ファーム	北	1
宮川 斉	球磨郡あさぎり町免	球磨郡あさぎり町免田東字北築地497
	田東	2番ほか2筆
農事組合法人たら	球磨郡多良木町多良	球磨郡多良木町大字多良木字下仁原17
ぎ大地	木	57番ほか6筆

申請年月日

令和元年(2019年)10月18日

熊本県公告第439号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)11月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。 令和元年(2019年)11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

展 用 地 利 用 能 分 計	四切版女	
賃借権の設定	三等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	具信惟の故た寺を支りる土地
瀬上 丈治	熊本市東区鹿帰瀬町	熊本市東区鹿帰瀬町317番2
瀬上 丈治	熊本市東区鹿帰瀬町	熊本市東区鹿帰瀬町47番
嶋村 鎭雄	熊本市東区画図町所	熊本市東区画図町大字所島字山王549
	島	番ほか2筆
宮﨑 豊生	熊本市東区画図町下	熊本市東区画図町大字下無田字宮ノ本2
	無田	94番ほか4筆
有限会社グリーン	熊本市東区戸島本町	熊本市東区戸島町1482番1
ファーム		
河野 晃平	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字中島割881番1
松村 昭典	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字船藏1372番・1
		373番・1374番合併1
小﨑 守充	熊本市西区河内町白	熊本市西区河内町白浜字南実底1153
	浜	番7ほか1筆
内田 勤矢	熊本市西区河内町大	熊本市西区河内町岳字椎山12番150
	多尾	ほか1筆
田尻 祐司	熊本市西区河内町面	熊本市西区河内町面木字釜ケ額113番
	木	1 ほか 5 筆
田尻 真也	熊本市西区河内町面	熊本市西区河内町岳字岳ケ原1219番
	木	ほか2筆
有限会社グリーン	熊本市南区孫代町	熊本市南区今町字下古河原783番ほか
ズ白石	No. 1 . 1 . da - No. 16	4 筆
株式会社ミチファ	熊本市南区海路口町	熊本市南区畠口町字無田口七八ノ割16
ットリア		66番1ほか7筆
原田 哲也	熊本市南区中無田町	熊本市南区中無田町字六反田912番
志垣 明宏	熊本市南区富合町小	熊本市南区富合町小岩瀬字中島441番
FFI 1 W	岩瀬	ほか11筆
岡本 栄一	熊本市南区富合町小岩瀬	熊本市南区富合町菰江字神田416番
Met I La MA		***************************************
瀬上 丈治	熊本市東区鹿帰瀬町	熊本市北区東谷三丁目335番1ほか4
		筆

工藤 保孝	上益城郡嘉島町下六	上益城郡嘉島町大字下六嘉字金屋町51
	嘉	8番ほか6筆
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡嘉島町大字上六嘉字徳ノ前11
		7番
井芹 康雄	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字南三箇字大坪813
		番ほか2筆
錦郷川農事組合法	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字中山字古閑93番1
人		ほか 5 筆
井芹 康雄	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字南三箇字大坪812
		番ほか4筆
大森 初美	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字中山字中原608番
		2
株式会社菊池未来	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字新山2926番208ほ
農場		か 1 筆
石川 友也	阿蘇市波野波野	阿蘇市波野大字波野字上横堀1494番
		ほか24筆

2 申請年月日

令和元年(2019年)10月25日

熊本県公告第440号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 令和元年(2019年)11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 荒尾市川登字北五反田1791番42、同1791番243及び同1791番337 1,372.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 荒尾市川登1791番地251 林 俊幸

熊本県公告第441号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 令和元年(2019年)11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番119 381.47平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 合志市幾久富1758番地615VIERA光の森505 岩下 晴美

熊本県公告第442号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市御代志字上野1450番1 1295.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 合志市須屋2022番地2 株式会社辻不動産

登 載 依 頼

熊本県森林審議会公告第1号

熊本県森林審議会を、次のとおり開催します。

令和元年(2019年)11月12日

熊本県森林審議会事務局

1 開催日時

> 令和元年(2019年)11月26日(火) 午後2時00分から

開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館5階 審議会室

- 議題
 - (1) 白川・菊池川地域森林計画(案) について
 - (2)地域森林計画変更計画(案)について
- 4 傍聴者の定員

10人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受 付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県森林審議会事務局 (熊本県農林水産部森林局森林整備課森林経営企画班)

(096 - 333 - 2438)